

長期給付制度

長期給付とは

組合員が退職したときや障害の状態となったとき、又は死亡したときに、組合員又はその遺族の生活の安定を図ることを目的として支給される給付であり、年金と一時金があります。

年金制度の種類

年金制度は、大きくは公的年金、企業年金等、個人年金等の三つに分けられます。このうち公的年金は、全国民が加入する国民年金（基礎年金）、一般のサラリーマンや公務員等を加入者とする厚生年金からなります。

厚生年金保険は、被保険者（加入対象者）の勤務形態「一般、国家公務員共済、地方公務員等共済、私立学校教職員共済」の4通りに区分され、実施機関も異なります。年金決定時には区分ごとにそれぞれの期間について厚生年金を決定します。

なお、公立学校共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき組織されている共済組合の一つです。

		年金の種類等	加入対象者	実施機関
公的年金制度		国民年金 (基礎年金)	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者	日本年金機構
	厚生年金	1号厚生年金被保険者	(一般厚生年金被保険者) 会社、工場、法人などの適用事業所に勤務する70歳未満の者や適用事業所とされる船舶に乗り組員(船員等)	日本年金機構
		2号厚生年金被保険者	(国家公務員共済被保険者) 常勤の国家公務員	各省庁等の共済組合 (国家公務員共済組合連合会)
		3号厚生年金被保険者	(地方公務員等共済被保険者) 常勤の地方公務員 (都道府県職員、公立学校教職員、市町村職員)	公立学校共済組合 地方職員共済組合 警察共済組合 市町村職員共済組合
		4号厚生年金被保険者	(私立学校教職員共済被保険者) 私立学校法に定める学校法人、準学校法人の教職員	日本私立学校振興共済事業団
企業年金等	厚生年金基金 適格退職年金 確定拠出年金 国民年金基金など			
個人年金等	個人年金商品 (生命保険、信託銀行、郵便局など) 財形年金			

公的年金制度の仕組み

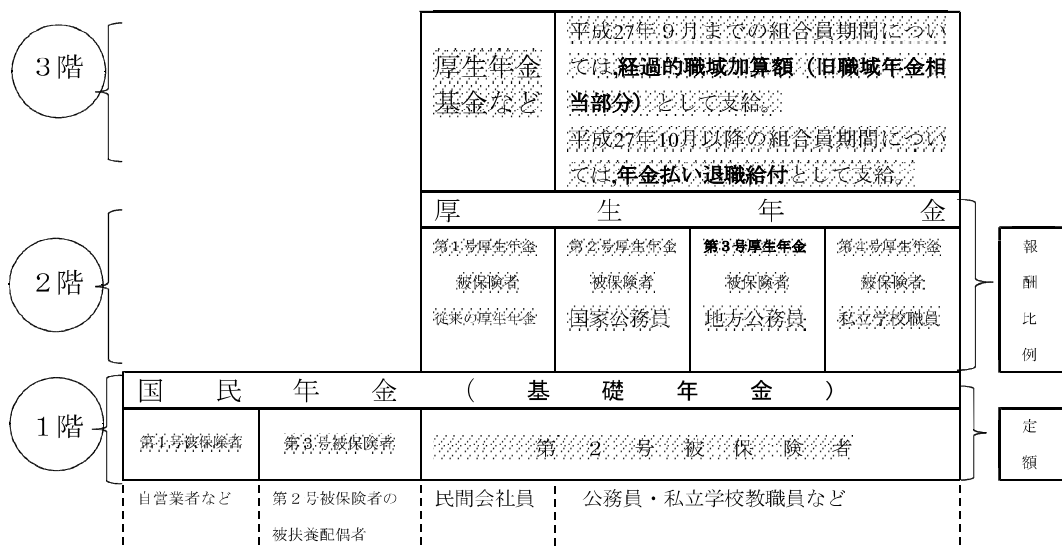
公的年金制度は、よく3階建ての仕組みであると言われています。

自営業者、民間会社員及び公務員等の被扶養配偶者などは国民年金に加入しており、65歳になると1階部分の基礎年金が給付されます。

民間の会社員は基礎年金に2階部分の厚生年金が上乗せして給付され、また、企業によってはさらに3階部分の企業年金（厚生年金基金など）が給付されます。

公務員等については、基礎年金に厚生年金と3階部分として加入期間に応じて経過的職域加算額（旧職域年金相当部分）や年金払い退職給付が上乗せして給付されます。

年金額が、加入期間に応じて決まる基礎年金部分を定額部分というのに対して、加入期間と報酬によって決まる厚生年金部分を報酬比例部分といいます。



長期給付の種類

共済組合の長期給付には、老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金の3種類の年金及び障害手当金（一時金）の計4種類の給付があります。

給付の名称	内 容
老齢厚生年金	組合員期間等が25年以上（経過措置あり。）である者が、退職した後に65歳に達したとき又は65歳に達した日以後に退職したときに給付されます。 なお、1年以上の組合員期間及び25年以上の組合員期間等を有する者が退職したときは、生年月日に応じた年金支給開始年齢から64歳までの間、「特別支給の老齢厚生年金」が給付されます。
障害厚生年金	組合員である間に初診日のある病気又は負傷により、一定の障害状態（共済組合が認定する障害等級が1級から3級に該当する状態）になったとき給付されます。
遺族厚生年金	組合員（又は組合員であった者）が死亡したとき、その遺族に給付されます。
障害手当金（一時金）	組合員である間に初診日のある公務によらない傷病により、障害厚生年金の支給対象とならない程度の軽度の障害の状態となって退職したとき、又は退職後初診日から5年以内に軽度の障害の状態になったときに給付されます。

組合員期間及び組合員期間等

1 組合員期間

地方公務員共済組合又は国家公務員共済組合の次に掲げる組合員期間をいいます。

- (1) 常時勤務する地方公務員又は国家公務員（休職者等を含む。）
- (2) 警察庁の所属職員及び地方警務官
- (3) 地方公務員共済組合等の役職員
- (4) 地方団体関係団体の職員
- (5) その他長期給付の規定適用職員（現職派遣職員等）

2 組合員期間等

「組合員期間等」とは、次に掲げる期間を合算した期間をいいます。

- (1) 地方公務員共済組合の組合員期間（国家公務員共済組合の組合員期間を含む。）
- (2) (1)以外の国民年金法（以下「国年法」という。）の保険料納付済み期間に該当する次の期間

ア 国年法の第1号被保険者期間のうち保険料を納付した期間

イ 厚生年金保険の被保険者期間

ウ 私立学校教職員共済法による加入者期間

エ 国年法の第3号被保険者期間

- (3) 国年法に規定する保険料免除期間又は合算対象期間
（国年法の第2号被保険者の被扶養配偶者であった昭和61年3月31日以前の任意加入していなかった期間等）
- (4) 国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間とみなされた期間、又は合算対象期間に参入することとされている期間のうち組合員期間以外の期間

3 受給資格期間の特例

昭和31年4月1日以前に生まれた者については、25年の資格期間について特例措置があります。

生 年 月 日	受給資格期間
昭和27年4月1日以前に生まれた者	20年
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	21年
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた者	22年
昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	23年
昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生まれた者	24年

給付の請求と時効

退職、死亡などにより長期給付の受給権が生じたときは、受給権者が共済組合等に対して請求する必要があります。

なお、受給権発生日から5年間請求を行わないときは、時効により受給権が消滅します。

年金額の改定

平成16年の改正法により、当面の間（年金財政が安定する見通しが立つまでの間）は、賃金や物価の変動率及び公的年金被保険者数の減少率、平均余命の伸びに応じて年金額を改定することになっています。（マクロ経済スライド）

具体的には、賃金や物価の上昇がそのまま年金額に反映されるのではなく、賃金や物価が上昇しても公的年金被保険者数が減少したり平均余命が伸びた場合は、その分年金額の上昇が抑えられることになります。

老齢厚生年金

次の全ての要件を満たした組合員*¹は、老齢厚生年金が第1号から第4号までの厚生年金被保険者期間に応じて、各実施機関から支給されます。

公立学校共済組合の組合員期間*²は、第2号厚生年金被保険者（公務員共済組合加入）期間となり、この期間に基づいて、公立学校共済組合から支給されます。

*1 公立学校共済組合の長期給付事業の適用を受ける「一般組合員」をいい、短期給付事業及び福祉事業のみ適用を受ける「短期組合員」を除きます（以後同じ。短期組合員は第1号厚生年金被保険者で、実施機関は日本年金機構です。）。

*2 過去に加入した他の地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の期間を含みます。

支給要件

- ①65歳以上であること
- ②厚生年金被保険者期間があること
- ③受給資格期間が10年以上であること

受給資格期間：厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料納付済期間・保険料免除期間、合算対象期間（海外に居住していた期間等）を合算した期間

昭和36年4月1日以前生まれの組合員は、第2号厚生年金被保険者（公務員共済組合加入）期間に基づく「特別支給の老齢厚生年金」が、次の全ての要件を満たす場合に、生年月日に応じて65歳になるまで支給されていました。

（特別支給の老齢厚生年金の支給要件）

- ①支給開始年齢以上であること（43ページのとおり）
- ②厚生年金被保険者期間が1年以上あること
- ③受給資格期間が10年以上であること

なお、女性で昭和41年4月1日以前生まれの方は、第1号厚生年金被保険者期間（民間会社員や臨時的任用職員の期間等）については、生年月日に応じて65歳になるまで「特別支給の老齢厚生年金」が日本年金機構から支給されます（下表とおり）。

生年月日	昭和33年4月1日以前	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日
女性の特老厚支給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳

加給年金

厚生年金被保険者期間が20年以上である方で、加給年金額対象者がいる場合は、65歳から老齢厚生年金に加算されます。2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合は、全ての厚生年金被保険者期間を合算して20年以上になるときに、原則として最も加入期間が長い実施機関から支給される老齢厚生年金に加算されます。

① 加給年金額対象者と加給年金額

年金受給者によって生計を維持されている方で、年金受給者が65歳に達したときに次に該当する方が対象となります（加給年金額は53ページのとおり）。

- ・配偶者（65歳未満）
- ・18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子
- ・20歳未満で障害等級1級又は2級の障害の状態にある子

(R8.4 改定)

(注) 再任用制度により再任用された場合など再び共済組合員となった場合、その者の給与の額と年金の額との合計額に応じて、年金の全部または一部が支給停止されます。

加給年金額

組合員期間が20年以上ある者が、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日において、その者と生計を共にし、かつ、収入が850万円、又は所得が655.5万円未満である次のいずれかに該当する者を有するときに加算されます。

- ① 65歳未満の配偶者
- ② 18歳の誕生日の属する年度の年度末までの子
- ③ 20歳未満の子で障害等級が1級又は2級に該当する障害の状態にある子

なお、加給年金の対象となっている配偶者が65歳になると、配偶者自身に国民年金制度の「老齢基礎年金」が支給されることになるため、配偶者を対象とした加給年金額の加算はなくなります。

加算年金額は、公立学校共済組合（本部）のホームページで確認できます。

② 加給年金額の停止

加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）を給付事由とする年金（加入期間が20年以上*かそれと同様にみなされるもの）の受給権を有する場合又は障害を給付事由とする年金の支給を受けることができる場合は、その間、加給年金額は支給停止されます。

* 2つ以上の実施機関の老齢厚生年金の受給権を有している場合で、合算して20年以上となったときについても支給停止されます。

③ 加給年金額の加算の終了

加給年金額対象者が前記①の対象年齢以上となったときや亡くなられた場合など一身上の異動があったときに加給年金額の加算は終了します。

※ 加給年金額の対象者である配偶者が65歳に達すると加給年金額は加算されなくなりますが、配偶者が自身の老齢基礎年金の支給を受ける際に、一定の要件を満たすと老齢基礎年金に「振替加算」が加算されることがあります（56ページのとおり）。

退職共済年金（経過的職域加算額）

老齢厚生年金の受給要件を満たした方で、平成29年9月以前の1年以上引き続き組合員期間を有する方に支給されます。組合員である間は支給が停止されます。

※ 平成27年9月以前の組合員期間が1年未満であっても、平成27年10月1日を跨いで引き続き組合員期間が1年以上あれば対象となります。

退職等年金給付（年金払い退職給付）

退職等年金給付は（年金払い退職給付）、被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）により、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）が廃止されたことに伴い、地方公務員の退職給付の一部として、新たに設けられました。平成27年10月以後の組合員期間を有する方のうち、要件を満たした場合に支給されます。退職等年金給付は（年金払い退職給付）には次の3種類があります。

退職年金

次の全ての要件を満たした方に支給されます。組合員である間は支給が停止されます。（支給要件）

- ①65歳以上であること
- ②退職している（組合員でない）こと
- ③平成27年10月以後の1年以上引き続き組合員期間を有していること

※ 平成27年10月以後の組合員期間が1年未満であっても、平成27年10月1日を跨いで引き続き組合員期間が1年以上あれば対象となります。

退職年金の半分は有期退職年金、半分は終身退職年金として支給されます。

有期退職年金の支給期間は20年ですが、10年又は一時金を請求時に選択できます。ただし、退職年金を受ける権利が発生してから6か月経過後に請求する場合は、有期退職年金の支給期間の選択はできず、20年となります。

公務障害年金

組合員期間に初診日のある公務疾病（通勤災害を除く。）により、障害厚生年金の障害等級1級から3級までの障害の状態にあるときに支給されます。組合員である間は支給が停止されます。

公務遺族年金

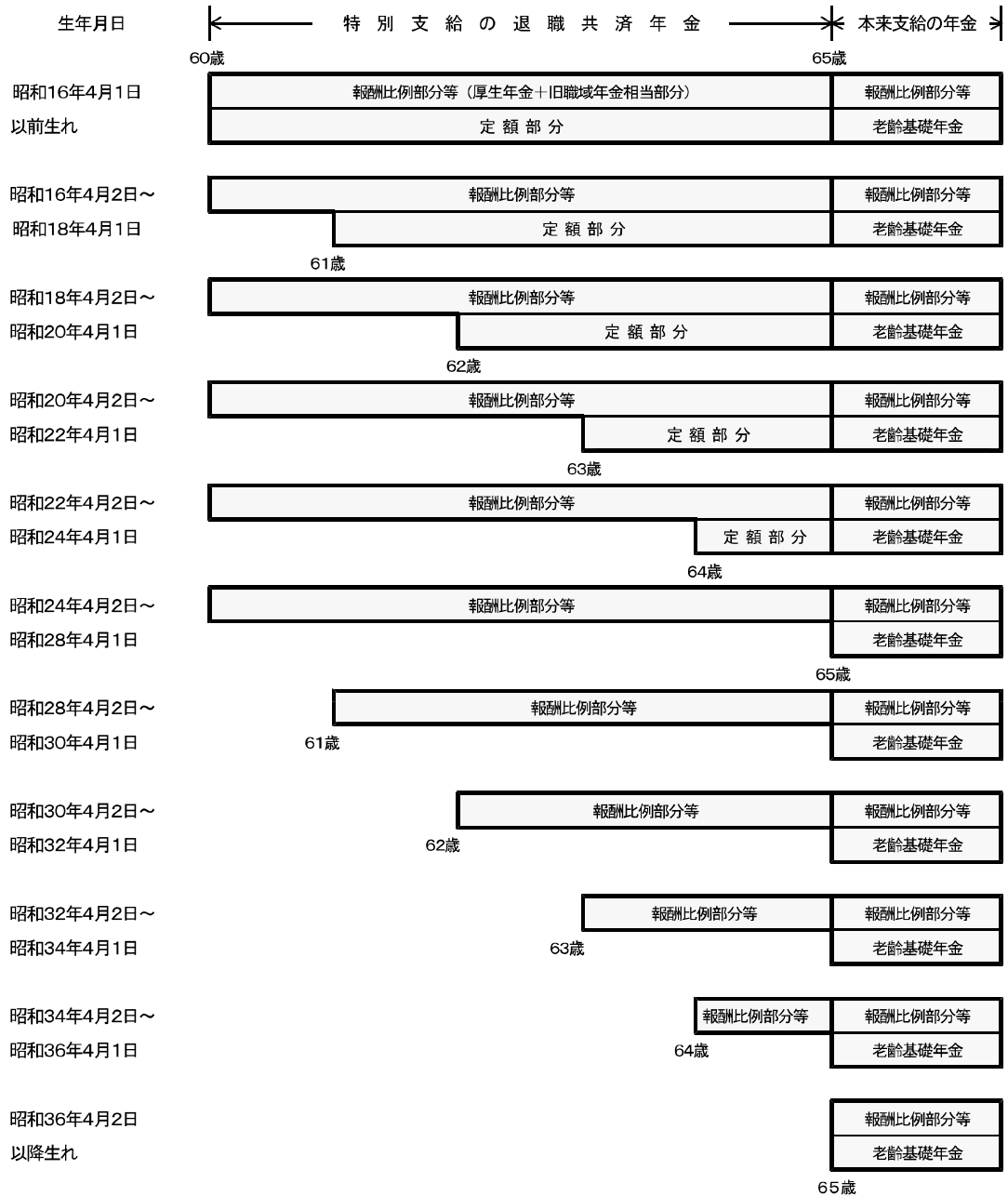
組合員が次のいずれかに該当したときに、遺族厚生年金を受給できる「遺族」に該当する方に支給されます。通勤災害は対象となりません。

（支給事由）

- ①組合員が公務疾病により死亡したとき
- ②組合員が退職後、組合員期間に初診日のある公務疾病により、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③1級又は2級の公務障害年金の受給権者が、その受給権の原因となった公務疾病により死亡したとき

(R8.4 改定)

年金支給開始年齢



障害厚生年金

組合員である間に初診日がある傷病により、障害等級が1級、2級又は3級の障害の程度に該当する障害の状態になったときに支給されます。

障害等級が1級、2級の障害の状態になったときは、原則として障害基礎年金も支給されます。

また、老齢厚生年金と障害厚生年金の両方の権利があるときは、両方とも請求・決定手続をした上で、どちらか有利な方を選択します。

区 分	1・2級の場合	3級の場合
共済組合から支給	障害厚生年金	障害厚生年金
日本年金機構から支給	障害基礎年金	

支給要件

- 1 その傷病について初めて医師や歯科医師の診療を受けた日（初診日）が在職中であること。
- 2 初診日から1年6月（傷病により例外有り。）を経過した日又はその傷病が治った日など（障害認定日）において、その傷病により障害等級が1級、2級又は3級の障害の程度に該当する障害の状態にあること。
- 3 傷病の初診日において組合員であった者のうち、障害認定日に障害等級が1級から3級までの障害程度に該当する障害の状態になくても、その日から65歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級が1級から3級までの障害程度に該当する障害の状態になったとき。（事後重症制度）

（注）原則として、平成27年9月30日以前に初診日・認定日があるときには、障害共済年金として決定します。障害共済年金を受給するためには、障害厚生年金とほぼ同様の要件を満たしていることが必要です。

また、公務災害（通勤災害を除く）により障害の状態になった場合には、公的年金とは別枠の給付として公務障害年金が支給されます。

加給年金額

障害等級が1級又は2級の場合、受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持していた65歳未満の配偶者（恒常的な収入が年額850万円（所得が655.5万円以上の者に限る。）以上の収入を将来にわたって有すると認められない者）があるときは、加給年金額が加算されます。

2つ以上の障害があるとき

障害厚生年金の受給者にさらにその他の障害が生じたときは、前後の障害を併合した認定等による障害厚生年金を支給します。

公務等による障害厚生年金と障害補償年金との調整

公務等による障害厚生年金の受給権者が、地方公務員災害補償法による障害補償年金等が支給されることとなったときは、これらが支給される間、公務等による障害補償年金等が併給調整されます。

障害程度の認定（事前認定）

障害厚生年金等の請求には、障害程度の級の認定を受ける必要があります。

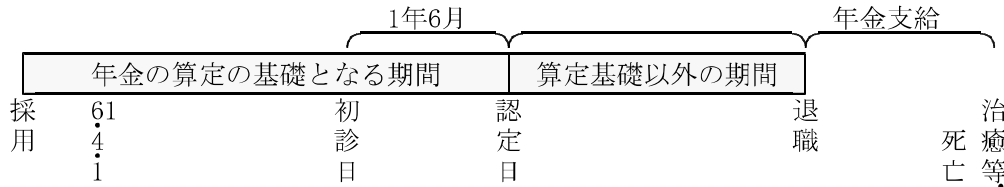
認定請求を希望するときは、障害の種類や程度に応じて様式が異なりますので事前に当支部へ申し出てください。

障害程度事前認定に必要な書類

- 1 事前認定請求書
- 2 診断書（障害の種類による指定の様式）
- 3 申立書（指定の様式）

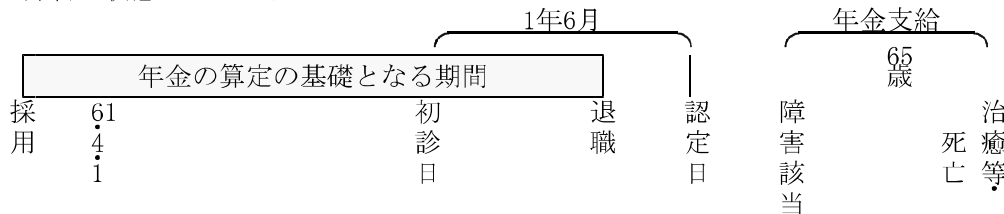
障害認定日

- 1 その傷病について初めて医師の診療を受けた日（初診日）から1年6月を経過した日、又はその傷病が治った日、若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日



(注) 障害厚生年金の算定の基礎となる期間には、障害認定日の属する月の翌月以後の組合員期間は含まれません。

- 2 徐々に症状が悪化していく傷病などで、障害認定日において障害等級に該当する状態になくとも65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に至った日



障害認定日の特例

障害認定日は原則として「初診日から1年6月を経過した日」となりますが、次の傷病については、当該日が障害認定日になります。

傷病名	障害認定日
人工骨頭又は人工関節を挿入置換	その日
心臓ペースメーカー又は人工弁装着	その日
人工透析療法施行	開始日から3か月経過の日
上肢又は下肢の離断又は切断	その日
人工肛門又は人工膀胱造設、尿路変更術施行	その日
喉頭全摘出	その日
在宅酸素療法	在宅酸素療法を開始した日

障害手当金

組合員である間に初診日のある公務によらない傷病により、初診日から5年以内に障害厚生年金の対象とならない程度の軽度の障害の状態になったときには、障害手当金が支給されます。

他の給付との調整

次のいずれかに該当するときは、障害手当金は支給されません。

- 1 老齢厚生等の受給権者
- 2 国民年金法、及び他の共済組合各法による年金の受給権者
- 3 その傷病について、地方公務員災害補償法による通勤災害による障害補償、又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者

遺族厚生年金

遺族厚生年金の額は、組合員又は組合員であった者の年金のうち、厚生年金部分の額及び旧職域年金相当部分の額の4分の3に相当する額として算定されます。

なお、遺族厚生年金の受給権者が子のいない40歳以上65歳未満の妻であるときには、中高齢寡婦加算が加算されます。

	子のある配偶者又は子	子のない妻
共済組合から支給	遺族厚生年金	遺族厚生年金 中高齢寡婦加算
日本年金機構から支給	遺族基礎年金	

支給要件

組合員又は組合員であった者が次のいずれかに該当するときに、その者の遺族に支給されます。

- 1 組合員が死亡したとき
- 2 組合員であった者が、退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年以内に死亡したとき
- 3 障害等級が1級又は2級の障害厚生(共済)年金又は旧共済法による障害年金(1級から3級まで)の受給権者が死亡したとき
- 4 退職厚生(共済)年金の受給権者若しくは旧共済法による退職年金等の受給権者又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき

上記支給要件の1, 2, 3に該当した場合の年金額と4に該当した場合の年金額とは、計算方法が異なります。また、1から3に該当し、かつ4にも該当するときはいずれか有利な方の受給を選択できます。

遺族の範囲

組合員又は組合員であった者の死亡当時(失踪の宣告を受けた組合員であった者にあつては、行方不明となった当時)、その者によって生計を維持していた次の者だけをいいます。

- 1 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び子(胎児を含む。)
- 2 父母
- 3 孫
- 4 祖父母

(注) 1 子及び孫とは、18歳に達する日の属する年度末までの間にあってまだ配偶者のない者、組合員又は組合員であった者の死亡の当時から引き続き障害等級の1級又は2級の障害状態にある20歳未満で配偶者がいない者に限られます。

(注) 2 生計を維持していた者とは、組合員又は組合員であった者と生計を同一にしていた者のうち、恒常的な収入が年額850万円（所得が655.5万円以上の者に限る。）以上の収入を将来にわたって有すると認められない者をいいます。

(注) 3 遺族が2人以上いるときは、上記1から4の順序で先順位の者に支給し、先順位者が失権しても次順位以下の者への転給はない。同順位者が2人以上いるときには、その人数によって等分して支給することとされています。

(注) 4 夫、父母及び祖父母は、受給権発生時に55歳以上である必要があります。が2

支給停止 人

1 夫、父母、祖父母(障害等級の1級又は2級に該当する程度の障害の状態にある者を除く。)が遺族に該当するとき、60歳に達するまでの間、遺族厚生年金の支給が停止されます(夫に対する遺族厚生年金については、夫が遺族基礎年金を受ける権利を有する時を除く。)

2 子に対する遺族厚生年金は、同順位者である配偶者が受給している間は支給が停止されます。このときには、停止された子に対する給付は、配偶者に支給することとされています。

遺族厚生年金の失権

遺族厚生年金の受給権者が、次のいずれかに該当したときは、その権利を失うことになります。ただし、年金を受けることのできる遺族の次順位者がいるときは、その者に支給されます。

- 1 死亡したとき。
- 2 結婚したとき。
- 3 直系血族及び直系姻族以外の者の養子となったとき。
- 4 子又は孫が18歳の誕生日の属する年度の年度末に達したとき(障害等級の1級又は2級に該当する程度の障害の状態にある者は20歳に達するか配偶者ができたときや、その状態でなくなったときは失権します。)

公務等による遺族厚生年金と遺族補償年金との調整

公務等による遺族厚生年金の受給権者が、地方公務員災害補償法による遺族補償年金等が支給されることになったときは、その間、遺族補償年金が併給調整されます。

在職中の厚生年金の支給停止

老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給者が再就職して厚生年金の被保険者や議員になったときは、在職中、年金の全部又は一部が支給停止されることがあります。

支給停止額の計算方法は、次のとおりです。

$$\text{支給停止額（月額）} = \left\{ (\text{報酬の月額} + \text{年金の月額}) - \text{停止基準月額} \right\} \div 2$$

報酬の月額：「勤務先で決定される標準報酬月額＋（直近1年間の標準賞与額÷12）」の額

年金の月額：厚生年金（加給年金額等を除く。）の月額

停止基準月額：賃金や物価の変動により改定されます（53ページのとおり）。

※ 2つ以上の実施機関から厚生年金の支給を受けている場合、公立学校共済組合が支給する年金だけでなく全ての厚生年金額を合算した額により計算し、各実施機関の支払額に応じて按分した金額が停止されます。

年金の併給調整

給付事由（老齢、障害、遺族）の異なる2つ以上の年金の受給権が生じた場合は、原則として受給権者が選択するいずれか1つの給付事由の年金が支給され、他の年金は支給停止されま（以下「併給調整」といいます。）。

現在支給されている年金から併給調整されている他方の年金への選択替えは、将来に向かってのみ行うことができます。

（例）老齢基礎年金と老齢厚生年金は併給可

老齢厚生年金と障害厚生年金は併給不可（いずれかを選択）

雇用保険法による給付との調整

65歳未満の特別支給の退職共済年金の受給権者が失業給付を受給するとき、失業の認定を受けるために公共職業安定所に求職の申込みを行った日の属する月の翌月から、その申込みによる失業給付の基本手当の受給期間が経過するに至った月又は所定給付日数が満了した日の属する月までの間は、旧職域年金部分を除き、特別支給の退職厚生年金は支給停止されます。

年金の給付制限

組合員又は組合員であった者が、禁固以上の刑に処せられたとき又は停職以上の懲戒処分を受けたときには、退職厚生年金又は障害厚生年金の一部が支給停止されます。

また、遺族厚生年金の受給権者が禁固以上の刑に処せられたときも給付制限があります。制限を受ける期間は当該制限を開始すべき月から60月に限り行うこととされています。

年金の支給期月

年金の支給期月は、他の公的年金と同様に、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の年6回です。

それぞれの前々月及び前月分が15日に支給されます。

3月末に定年により退職した者は、4、5月分が原則として6月に支給されます。

既給一時金の返還

過去に退職一時金等の支給を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有することとなったとき、あるいはその遺族が遺族厚生年金を受けることとなったときは、原則としてその支給を受けた退職一時金等の額に利子に相当する額を加えた額を返還することになります。

一般組合員資格喪失時の長期給付（年金）関係手続

1月以上の組合員期間がある一般組合員が資格喪失した場合には、長期給付（年金）関係の手続が必要となります。

なお、老齢厚生年金の受給権の有無等により手続内容が異なりますが、原則として、一般組合員資格喪失時に提出する「一般組合員資格喪失届書〔整理番号 3-5〕」に基づき（一般組合員資格喪失時の手続については8ページを参照）、状況に応じて手続を行います。

老齢厚生年金の受給権が発生していない方

「一般組合員資格喪失届書〔整理番号 3-5〕」に基づき、待機者登録を行います。待機者登録とは、将来の年金決定に必要な年金記録（公務員期間、報酬額等）をデータとして登録する手続です。

※ 待機者登録が完了するとご自宅に「待機者登録通知書」が届きますので大切に保管してください。

なお、待機者登録に当たっては、任命権者から提出される履歴書と給料記録を確認した上で登録処理を行いますので、「待機者登録通知書」が届くまで3～6か月程度要します。

老齢厚生年金の受給権が発生している方（請求中の方を含む。）

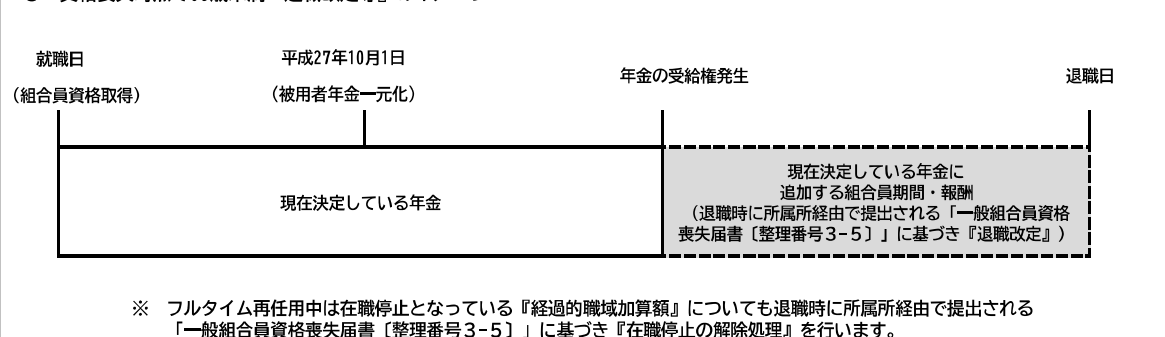
「一般組合員資格喪失届書〔整理番号 3-5〕」に基づき、公立学校共済組合の老齢厚生年金を改定する処理（退職改定）を行います。退職改定とは、年金受給者が退職する時点において、受給権発生後から退職までの組合員期間や報酬を追加して年金を再計算する手続です。

そのほか、老齢厚生年金を繰下げ中の方については、「一般組合員資格喪失届書〔整理番号 3-5〕」に基づき、繰下げ待機者登録を行います。繰下げ待機者登録とは、将来の老齢厚生年金の繰下げ請求に備えて、年金算定の基礎となる退職までの組合員期間・報酬を公立学校共済組合本部に登録する手続です。

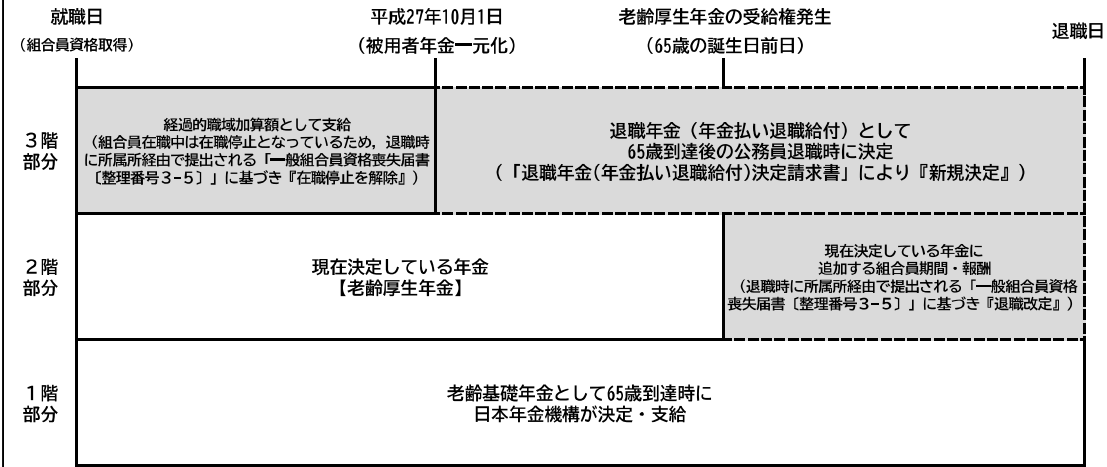
※ 65歳以上で一般組合員を退職する方については、退職年金（通称：年金払い退職給付）の受給権が発生する場合があります。年度末退職者の場合は、原則、鹿児島支部から事前に請求手続を案内します。

※ その他、障害年金や老齢年金の繰上げ、特別支給の老齢厚生年金の長期・障害特例請求を行う場合は、鹿児島支部年金相談窓口までご連絡ください。

● 資格喪失時点で65歳未満『退職改定等』のイメージ



● 資格喪失時点で65歳以上の『退職改定等』のイメージ

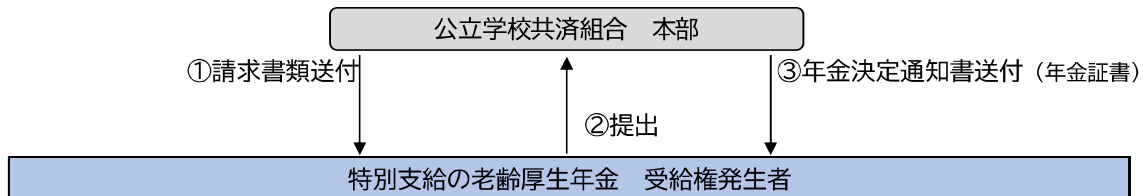


※ 3階部分の経過の職域加算額は、平成27年10月以前に公務員期間がない方は支給はありません。

一般組合員の年金請求手続

特別支給の老齢厚生年金 請求手続

- 1 退職後無職または民間会社等へ再就職し、公立学校共済組合員でない方
〔受給権発生時〕



- 2 フルタイム再任用等で公立学校共済組合員（一般組合員）として在職中の方
手続の流れは、上記表のとおりですが①の請求書類送付及び②提出は鹿児島支部を通じて行い、支部へ提出、後日共済組合本部から年金決定通知書（年金証書）が送付されます。

65歳からの老齢厚生年金 請求手続

特別支給の老齢厚生年金の権利は、65歳に到達された時点で消滅し、それ以降は、新たに「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金を受給することになります。また、加給年金該当者の請求も行います。

単一者(※注)の場合、老齢基礎年金は共済組合を通じて請求します。

満額支給開始年齢(65歳)に到達する約1か月前に共済本部または鹿児島支部から請求書類が送付されます。

※注 単一者とは、公務員共済組合以外の公的年金制度に加入したことがない方をいいます。
混在者（公務員共済組合以外の公的年金制度に加入したことがある方）は、老齢厚生年金は公立学校共済組合本部または鹿児島支部から、老齢基礎年金は日本年金機構から、それぞれ請求書類が送付されます。

年金加入期間確認通知書発行機関

区 分	発 行 機 関
日本私立学校振興・共済事業団被保険者期間 (http://www.shigaku.go.jp/)	〒113-8577 東京都文京区湯島1-7-5 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部業務部長期給付課 TEL 03-3813-5321
厚生年金及び国民年金被保険者期間 (農林漁業団体職員共済組合期間を含む。) ※現住所を管轄する日本年金機構年金事務所	〒890-8533 鹿児島市鴨池新町5-25 鹿児島南年金事務所 TEL 099-251-3111
	〒892-8577 鹿児島市住吉町6-8 鹿児島北年金事務所 TEL 099-225-5311
	〒895-0012 薩摩川内市平佐町2223 川内年金事務所 TEL 0996-22-5276
	〒893-0014 鹿屋市寿3-8-19 鹿屋年金事務所 TEL 0994-42-5121
	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町113 加治木年金事務所 TEL 0995-62-3511
	〒894-0035 奄美市名瀬塩浜町3-1 奄美大島年金事務所 TEL 0997-52-4341
公立学校共済組合組合員期間 (年金受給者, 年金待機者) (http://www.kouritu.go.jp/)	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 公立学校共済組合本部 TEL 03-5259-1122

(注) 1 退職後の老齢厚生年金(公務員)の手続や問い合わせは、公立学校共済組合鹿児島支部へ。

2 国民年金(基礎年金)の問い合わせは、最寄りの年金事務所へ。



年金分割制度

1 離婚時の共済年金の分割（平成19年4月実施）

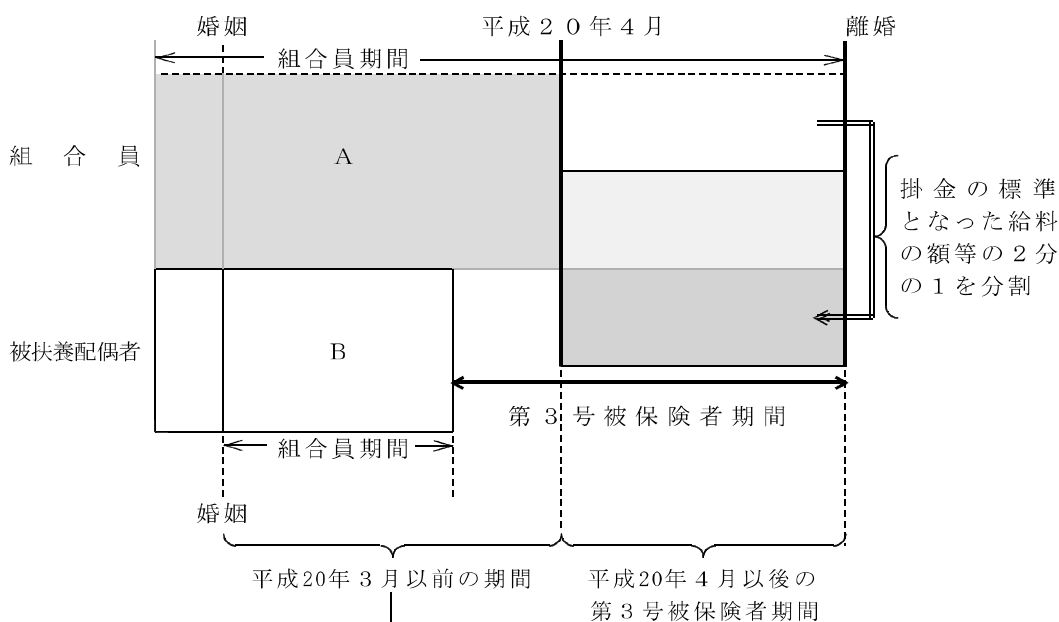
離婚した場合には、当事者の合意又は裁判所の決定があれば婚姻期間についての厚生（共済）年金を分割（当事者双方の婚姻期間中の合計額の2分の1を上限）することができます。

なお、平成19年4月以降に成立した離婚を対象としますが、それ以前の婚姻期間についても分割の対象とします。

2 第3号被保険者期間についての厚生（共済）年金の分割（平成20年4月実施）

離婚した場合又は分割を適用することが必要な事情があると認められる場合には、国民年金の第3号被保険者期間（平成20年4月以降の期間）についての厚生（共済）年金の2分の1を分割することができます。

離婚したときの老齢厚生年金の分割のイメージ



当事者の同意又は裁判所の決定で双方の老齢厚生年金を分割できる。
 （被扶養配偶者の年金額はA + Bの1/2を限度（A > Bの場合））

(注) 1 厚生年金制度では、上記のような分割制度を実施するため、掛金の標準となった給料の額及び掛金の標準となった期末手当等の額について特例を適用することとし分割後の掛金の標準となった給料の額及び掛金の標準となった期末手当等の額に基づいて年金が計算されます。

(注) 2 提出期限

離婚等が成立した日の翌日から起算して2年を経過した場合は、離婚特例請求をすることはできません。

国民年金

国民年金は、全国民に共通の年金制度です。被用者年金制度加入者（組合員）は国民年金制度にも加入することになり、国民年金制度から基礎年金が支給されます（日本年金機構が支給）。

被保険者

被保険者（加入者）は、次のとおり職種等によって分かります。

- ・ 第1号被保険者：自営業者、学生など
- ・ 第2号被保険者：被用者（民間会社員、公務員など）
- ・ 第3号被保険者：第2号被保険者の被扶養配偶者

基礎年金の種類

- ・ 老齢基礎年金
- ・ 障害基礎年金
- ・ 遺族基礎年金

老齡基礎年金

65歳からは、老齡厚生年金に加えて、日本年金機構から老齡基礎年金が支給されます。20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間（組合員期間）等に応じて年金額が計算されます。20歳から60歳になるまでの40年間の保険料を全て納めると、満額の老齡基礎年金が支給されます（年金額は53ページのとおり）。保険料の未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。

配偶者の振替加算

老齡厚生年金の加給年金額の対象者である配偶者が65歳に達すると加給年金額は加算されなくなりますが、配偶者が自身の老齡基礎年金の支給を受ける際に、一定の要件を満たすと老齡基礎年金に「振替加算」が加算されることがあります。詳細は最寄りの年金事務所に問い合わせてください。

※ 昭和41年4月1日以前生まれの配偶者が対象です。

※ 老齡厚生年金の受給権者が65歳に達したときに、配偶者が65歳以上である場合は、加給年金額は加算されませんが、振替加算の対象となる場合があります。



障害基礎年金

障害等級が1級又は2級に該当する場合は、障害厚生年金と併せて障害基礎年金も支給されます（年金額は53ページのとおり）。障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

また、年金受給者によって生計を維持されている次に該当する子がいる場合は、子の人数に応じて一定額が加算されます（加算額は53ページのとおり）。

- ・18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子
- ・20歳未満で障害等級1級又は2級の障害状態にある子

※ 障害基礎年金の決定・支給は、障害厚生年金の決定・支給より2か月ほど遅くなります。

遺族基礎年金

遺族厚生年金を受給できる「遺族」に該当する方が「配偶者であって子と生計を同じくしている方」又は「子のみ」である場合は、遺族基礎年金も支給されます（年金額は53ページのとおり）。遺族基礎年金は日本年金機構から支給されます。

また、厚生年金被保険者（組合員）であった方が亡くなられた当時、その方によって生計を維持されていた次に該当する子がいる場合は、子の人数に応じて一定額が加算されます（加算額は53ページのとおり）。

- ・ 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子
- ・ 20歳未満で障害等級1級又は2級の障害状態にある子